

○菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

平成27年12月25日

条例第31号

改正 平成28年条例第26号

令和3年12月28日条例第35号

令和5年12月28日条例第27号

(一部未施行)

(注)平成22年1月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 番号法第2条第3項に規定する個人情報
- (2) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号
- (3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報
- (4) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者
- (5) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステム

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び執行機関が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の執行機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定

により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用を行う場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。
(準備行為)

2 この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成28年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第27号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

執行機関	事務
1 市長	菊池市子ども医療費助成に関する条例(平成17年条例第119号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成17年条例第120号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例(平成17年条例第129号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	菊池市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱(平成25年告示第45号)による補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

7 市長	介護保険サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	菊池市家族介護用品給付事業実施要綱(平成27年告示第8号)による介護用品の給付に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	菊池市住宅改造助成事業実施要綱(平成20年告示第64号)による住宅改造の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	菊池市在宅老人等緊急通報システム事業実施要綱(平成17年告示第49号)による在宅老人等緊急通報システムに関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	菊池市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成28年告示第73号)による介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務であって規則に定めるもの

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	菊池市子ども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「子ども医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「重度心身障がい者医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	菊池市子ども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの。
		生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報(以下「養育医療給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に

		による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報(以下「自立支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3 市長	菊池市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		養育医療給付関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障がい者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	菊池市重度心身障がい者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児入所医療費又は肢体不自由児通所医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

	法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	所得税法(昭和40年法律第33号)により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「所得税法関係情報」という。)であって規則で定めるもの 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第27条第1項第3号の措置をいう。)に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障がい者関係情報」という。)であって規則で定めるもの 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	菊池市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱による補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 所得税法関係情報であって規則で定めるもの 障がい者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 障害児入所医療費支給関係情報であって規則で定めるもの 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの 障害児自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 養育医療給付関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の

		支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報
		重度心身障がい者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
		菊池市家族介護用品給付事業実施要綱による介護用品の給付に関する事務であって規則で定めるもの
		菊池市住宅改造助成事業実施要綱による住宅改造の助成に関する事務であって規則で定めるもの
		菊池市在宅老人等緊急通報システム事業実施要綱による在宅老人等緊急通報システムに関する事務であって規則で定めるもの
		菊池市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱による介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		所得税法関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	菊池市家族介護用品給付事業実施要綱による介護用品の給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	菊池市住宅改造助成事業実施要綱による住宅改造の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		所得税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	菊池市在宅老人等緊急通報システム事業実施要綱による在宅老人等緊急通報システムに	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	関する事務であって規則で定めるもの	
13 市長	菊池市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱による介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務であって規則に定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		所得税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの